特別養護老人ホーム シーサイドかなざわ

空床利用短期入所生活介護(介護予防)
重要事項説明書

第 10 版

■当施設は、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の概要や、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

■当施設の入所は、原則として要介護認定の結果、「要支援、要介護」と認定された方が対象となります。

■当施設は、介護保険の指定を受けています。(令和 4 年 10 月 1 日指定 第 1470802826 号)

作 成 者	社会福祉法人 昴
作 成 日	2022 年 2 月 1 日
最終更新日	2026 年 6 月 1 日

1. 法人の概要

(1) 法人の名称　　社会福祉法人 昴

(2) 代表者職 氏名　理事長 鈴木　修

(3) 所在地　　〒220-0004 横浜市西区北幸2丁目8番4号

(4) 電話番号　　045-326-2012

(5) FAX番号　　045-324-8218

(6) 運営する主な他の事業所・サービス内容
- 特別養護老人ホーム すずかけの郷(特養)
- すずかけの郷介護サービスセンター(短期入所、通所介護)
- 特別養護老人ホーム ハートフルガーデン川和(特養、短期入所)
- 地域密着型特別養護老人ホーム 田原の里(特養、小規模多機能)
- 横浜市西金沢地域ケアプラザ(地域交流、包括、介護予防支援、通所介護、居宅・介護予防支援)
- 上永谷デイサービスセンターすずかけの郷(通所介護、居宅介護支援)
- 横浜市西柴地域ケアプラザ・コミュニティハウス(地域交流、包括、居宅・介護予防支援)
- くず葉台ケアセンター(通所介護、居宅介護支援)
- 放課後等デイサービスとことこ(弘明寺教室、本郷台教室、戸塚教室、戸塚第2教室)
- 放課後等デイサービスコンパス(金沢文庫教室、金沢文庫第2教室)
- 障害者グループホームアドバンス(上柏尾、汲沢、下倉田、上郷、尾月)

2. 事業所の概要

(1) 事業所名　　特別養護老人ホーム シーサイドかなざわ

(2) 所在地　　横浜市金沢区柴町343-5

(3) 電話番号　　045-780-1322

(4) FAX番号　　045-780-1316

(5) 事業者指定番号　1470802826

(6) 指定年月日　　2022年(令和4年)10月1日

(7) 管理者氏名　　施設長 荒井 紗綾花

(8) 入所定員　　特別養護老人ホーム空床利用

3. 事業所の職員体制

職　種	業 務 内 容	人　　員(常勤換算)
管理者	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	1名 (常勤兼務1名)
医師	入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。	1名以上 (嘱託兼務1名以上)
生活相談員	生活相談員は、施設入居の申し込み及び相談業務を行います。	3名 (常勤兼務　2名)
看護職員	看護職員は、入居者に対しての健康管理等必要な看護業務を行います。	3名 (常勤兼務1名以上)
介護職員	介護職員は、入居者に対しての日常の世話等必要な介護業務を行います。	34名 (常勤換算34名以上)
管理栄養士	管理栄養士は、入居者の食事に関する必要な栄養管理を行います。	1名以上 (常勤兼務1名以上)
機能訓練指導員	機能訓練指導員として入居者の運動機能回復、維持に努めます。	1名以上 (常勤兼務1名以上)

※常勤換算とは ： 職員それぞれ週あたりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数。

4. 設備の概要

区分	数量・規模		備考
入所定員	空床利用		
居室	個室	100室(1室 12.31 ㎡～14.36 ㎡)	洗面所付
共同生活室	各ユニット×計(121.0 ㎡～139.9 ㎡)		
共同室トイレ	30ヵ所(3.78 ㎡～5.36 ㎡)		
交流ホール	1ヵ所(61.09 ㎡)		
個浴室	10ヵ所(7.00 ㎡～8.65 ㎡)		
個浴脱衣室	10ヵ所(5.03 ㎡～8.67 ㎡)		
特別浴室(機械浴)	2ヵ所(21.11 ㎡)		
特別浴室脱衣室	2ヵ所(8.66 ㎡)		
医務室	1ヵ所(42.23 ㎡)		

会議室・多目的	1ヵ所(12.32 ㎡)	
相談室	1ヵ所(12.32 ㎡)	

5. 当施設の基本理念

(1) 1人1人の意思を尊重したゆとりある日常生活にします。

(2) 心配りを忘れない、愛情あふれる家庭的な環境をつくります。

(3) より良い環境を目指すために全員で協力し合います。

(4) いつも忘れず明るく、楽しく笑顔の共有。

(5) ご家族・地域との交流を大切にします。

6. サービス内容

(1) 食事

・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者様の身体状況と嗜好を考慮した食事を提供します。

・利用者様の自立支援のため、離床してリビングで食事をとっていただくことを原則としています。

・選択食や郷土料理等、年間行事として、イベント食を実施します。

朝食	8:00～9:30	おやつ	15:00～
昼食	12:00～13:30	夕食	18:00～19:30

(2) 生活

・食事介助、入浴介助、口腔ケア介助、着替え介助、排泄介助、体位交換、レクリエーションなど提供させて頂きます。

(3) 入浴

・最低、週2回の入浴又は清拭を行ないます。可能な限りご家庭に近い個浴槽にて入浴介助を行い、お身体の状態に合わせて機械浴槽も使用いたします。

(4) 口腔衛生管理

・利用者様の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、状態に応じた口腔衛生の管理を行ないます。

(5) 健康管理

・看護師や介護職員が、健康管理を行ないます。

(6) 栄養管理

・利用者様の栄養状態維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、状態に応じた栄養管理を計画的に行います。

(7) 理容・美容

・月4回、理容・美容サービスを実施します。(利用料金は自己負担)

(8) レクリエーション

・利用者様の希望に応じた余暇活動を実施していきます。

(9) その他

・生活リズムを考え、できる限り離床に配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

7. 空床利用(介護予防)短期入所生活介護 サービス利用料金

(1) 介護報酬に係る利用者負担額

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	529	656	704	772	847	918	987
夜勤職員配置加算			18				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18						
看護体制加算(Ⅰ)			4				
看護体制加算(Ⅱ)			8				
×17.6%(処遇改善加算Ⅰロ)	96	118	132	144	157	170	182
合計単位数	643	792	884	964	1,052	1,136	1,217
×10.88(地域加算)	6,995円	8,616円	9,617円	10,488円	11,445円	12,359円	13,240円
利用者負担額(1割)	699円	861円	961円	1,048円	1,144円	1,235円	1,324円
利用者負担額(2割)	1,399円	1,723円	1,923円	2,097円	2,289円	2,471円	2,648円
利用者負担額(3割)	2,098円	2,585円	2,885円	3,146円	3,433円	3,707円	3,972円

※利用者負担額には、洗濯代、オムツ代が含まれています。
※地域加算 : 1単位の単価は10円が基本となりますが、都市部の地域差分の上乗せがある為、10.88円となります。

(2) 食費

区 分	金 額	内容の説明
食費	1,858円(1日)	朝食:475円 昼食:787円 おやつ:99円 夕食497円

(3) 居住費

区 分	金 額	内容の説明
居住費	2,066円	1日の居住費

※居住費には、個室料金、光熱水費、修繕費、備品の料金が含まれています。

8. 空床利用(介護予防)短期入所生活介護 各種加算

■介護職員等処遇改善加算

他の業種との賃金格差を縮め、介護における雇用を安定させることを目的としたもの。

区 分	加算の計算方法
介護職員等処遇改善加算	基本単位数＋各種加算の合計単位数の 14%

下記(1)～(24)の自己負担金額について
※1 日あたりの金額表記は 1 割負担の場合
※1 日あたりの金額表記には上記介護職員処遇改善加算が含まれる
※1 日あたりの金額表記は小数点以下切り捨てとする

(1) 看護体制加算

(Ⅰ):常勤の看護師 1 名以上の配置があること。
(Ⅱ):入所者の数が 25 又はその端数を増す毎に 1 以上の看護師常勤換算数を配置していること。

区 分	金 額
看護体制加算(Ⅰ)	5 円/日
看護体制加算(Ⅱ)	8 円/日

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(Ⅲ)

(Ⅱ)施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
(Ⅲ)施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

区 分	金 額
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20 円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7 円/日

(5) 夜勤職員配置加算

①夜勤を行う職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っている場合に加算する。

区 分	金 額
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	20 円/日

②上記内容に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)

区 分	金 額
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	25 円/日

(6) 送迎加算

入・退所時の送迎を実施した場合

区 分	金 額
送迎加算(片道)	200 円/片道

(7) 療養食加算

糖尿病食、腎臓病食等の療養食を提供した場合
1日3食を限度とし、1食1回分で算定。

区 分	金 額
療養食加算	9円/1食

(8) 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うことになっていなくやむを得ない事情で緊急でご利用した場合
(7日間が限度だが場合によって14日間算定可)

区 分	金 額
緊急短期入所受入加算	98円/日

(9) 長期利用による減算

同事業所で連続30日を利用した場合、31日目より利用期間中は減算対象となる。

区 分	金 額
長期利用による減算	−33円/日

(10) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対して、短期入所サービスを行った場合

区 分	金 額
若年性認知症利用者受入加算	131円/日

(11) 生産性向上推進体制加算

区 分	金 額
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	108円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月

9. その他の費用

(1) 実費料金表

クラブ活動費	フラワーアレンジメント	実費 ／ 1回	
	ボッチャクラブ	330円 ／ 1回	税込
	書道	330円 ／ 1回	税込
	カラオケ	330円 ／ 1回	税込
	体操クラブ	330円 ／ 1回	税込
	映画鑑賞クラブ	330円 ／ 1回	税込
	脳トレクラブ	330円 ／ 1回	税込
行事	行事食	実費	

外出付添等	遠足、食事外出、買い物外出	1,100 円 ／ 1 回	食事代等は別途実費
	徒歩外出(郵便局、銀行など)	220 円 ／ 1 回	
	買い物依頼	110 円 ／ 1 回	
その他	複写物の交付	20 円 ／ 1 枚	
	送迎	実費	応相談
	理美容、日用品、出前等	実費	
	ユニット活動費、私物の洗濯代	実費	
	各種予防接種	実費	
	エンゼルセット	実費	
	契約終了後の残置物処分代金	実費	ご家族の希望により

※利用者様の希望により提供、又は参加された場合に実費料金を頂きます。
※行事食は原則提供となります。提供を希望しない場合は事前にご相談下さい。

10. サービス利用料金の負担軽減

(1) 食費、居住費の軽減(1 日当たり)

利用者負担段階のごとの対象者の要件とその負担限度額

『介護保険負担限度額認定証』

利用者負担段階		負担限度額(日額)	
区　分	対　象　者	食費	居住費
第 1 段階	・生活保護を受給されている方 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等の合計が 1,000 万円以下の方 (配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が 2,000 万円以下の方)	300 円	880 円
第 2 段階	・市民税非課税世帯の方で本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間 80 万円以下の方 ・本人の預貯金等の合計額が 650 万円以下の方 (配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が 1,650 万円以下の方)	600 円	880 円
第 3 段階 ①	・市民税非課税世帯の方で本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間 80 万円超の 120 万円以下の方 ・本人の預貯金等合計額が 550 万円以下の方 (配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が 1,550 万円以下の方)	1,000 円	1,370 円
第 3 段階 ②	・市民税非課税世帯の方で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間 120 万円超の方	1,300 円	

	・本人の預貯金等の合計額が 500 万円以下の方 (配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が 1,500 万円以下の方)		
第 4 段階	上記以外の方	1,858 円	2,066 円

・食費と居住費について、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載してある負担限度額とします。

(2) 高額介護サービス費

サービス利用料金の 1 ヶ月の利用者負担額に上限を定め、それを超えた金額は高額介護サービス費として、区役所より払い戻しを受けることができます。

対 象 者	負担の上限(月額)
現役並み所得者Ⅲ(課税所得 690 万円以上)に相当する方がいる世帯の方	140,100 円(世帯)
現役並み所得者Ⅱ(課税所得 380 万円以上 690 万円未満)に相当する方がいる世帯の方	93,000 円(世帯)
現役並み所得者Ⅰ(課税所得 380 万円未満)に相当する方がいる世帯の方	44,400 円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	44,400 円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600 円(世帯)
・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額を公的年金等収入額の合計が年間 80 万円以下の方等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000 円(個人)

※(新設)現役並み所得者Ⅲ、Ⅱに関しては介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約 770 万円以上で 65 歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が変わります。(令和 3 年 8 月 1 日より)

『社会福祉法人による利用者負担軽減確認証』

対象者の要件	(1)市町村民税世帯非課税者であって(1)の①～⑤全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして市町村が認めた方 ① 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること ② 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと (2)生活保護受給者

対象者の要件	利用者負担段階　第 1 段階から第 3 段階の方
対象料金	介護保険 1 割負担額、食費、居住費
減額割合	介護保険1割負担額の 25% 食費、居住費の 25% 但し、利用者負担第 2 段階の方は、介護保険 1 割負担額が対象外となります (高額介護サービス費により、上限が 15,000 円となる為) 生活保護受給者は、個室居住費が 100%軽減されます。

(3) 利用者負担段階第 4 段階の方の特例減額措置

利用者負担第 4 段階の場合でも、高齢者夫婦世帯で夫婦どちらかの方が施設に入所して食費、居住費を負担した結果、在宅で生活している配偶者が生活困難に陥らないよう、利用者負担段階を第 3 段階に変更する特例措置が講じられます。特例措置を受ける為には、区役所での手続きが必要になります。

対象者の要件	次の要件の全てを満たす方 ① 市民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身世帯は除く) ② 世帯員が、介護保険施設のユニット型個室に入り、利用者負担第 4 段階の居住費・食費の負担を行っていること ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1 割負担、食費・居住費の年額合計)を除いた額が 80 万円以下となること ④ 世帯の預貯金等の額が 450 万円以下であること(預貯金のほか、有価証券、債券等も含む) ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ⑥ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと ⑦ 介護保険料を滞納していないこと

12. 支払い方法

(1) 利用料金は、退所時に現金でお支払いいただきます。
(2) 居宅サービス計画を作成していない場合等により、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。
(3) 介護保険外のサービス利用となる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。

13. サービス利用の中止

(1) 利用者様がサービスの利用を中止する際は、下記の連絡先までご連絡をお願いします。
連絡先 045−780−1322
(2) 利用者様の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前々日までにご連絡ください。
前日及び当日のキャンセルにつきましては、下記のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください。
ただし、利用者様の体調の急変等により、やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は不要です。
(4) キャンセル料は、利用者負担金(利用料負担額(1割〜3割)＋食費＋滞在費)の支払いに合わせてお支払いいただきます。

		キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	：	無し
サービス利用日の前日まで	：	利用者負担金の50%
サービス利用日の前日	：	利用者負担金の100%

14. 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。
(1) 個別サービス計画の作成にあたっては、利用者様の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、利用者様の意思を尊重し心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。
(2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係行政機関、地域の保健・医療機関との綿密な連携を図り、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は予防に資するように十分配慮いたします。
(3) 事業所は短期入所担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。
ア 採用時研修　　採用後1ヶ月以内
イ 定期研修　　毎月

15. サービス利用に当たっての留意点等

(1)食品の持ち込み
・食品の持ち込みは可能ですが、生ものはご遠慮願います。持参の際は、面会票に記入の上、受付の職員に面会票をお渡し願います。
・食品は原則として職員管理とさせていただきます。
衛星管理上の観点から職員が、賞味期限等を確認します。その際、明らかに飲食に適さないものに関しては廃棄させていただきます。

(2)面会
・面会時間は9:00〜18:00となります。
・面会の場合は、必ず受付窓口にて面会票の記入をお願いします。
・施設内で感染症が確認された場合には、一時的に面会を謝絶することがあります。

(3)所持品について
・所持品につきましては、必ず全ての物に名前の記載をお願いいたします。
また高価の物はご持参いただかないようご協力をお願いいたします。

(4)金銭・貴重品	・原則、現金のお持ち込みは出来ません。 ただし、ジュース購入希望の場合には1回のご利用につき2,000円を上限として事務所にてお預かりさせていただきます。 ・現金持参のお申し出が無い場合、一切の紛失の責任は負い兼ねますのでご了承ください。 ・自宅鍵、保険証類などの貴重品につきましては、事務所にてお預かりさせていただきます。
(5)外出	・外出の際は、事前にお申し出ください。 ・外出は家族の付き添いを原則とし、時間は9:00～18:00までとします。 ・外出の際、牡蠣等の2枚貝の喫食はお控えください。
(6)飲酒・喫煙	・施設内は全館禁煙となります。飲酒については利用者様の状態に合わせて対応させていただきます。
(7)持ち込み禁止のもの	・火気類、刃物類(ハサミ、ナイフ等)の持ち込みはご遠慮ください。 ・利用にあたり、他の入居者に迷惑がかかる物や施設運営に支障をきたす場合は、持込をお断りする場合があります。
(8)身体拘束	・利用者様の尊厳を最大限に尊重し、原則とし身体拘束は行わないこととします。但し、利用者様の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合はご家族と協議の上で拘束を行なう場合があります。
(9)施設の設備の利用	・居室及び共用部分、敷地内の設備は、ルールを守って使用願います。 ・利用者様に対するサービスの提供及び衛生管理等の管理上の必要がある場合は、居室内に立ち入ることがあります。 但し、プライバシー保護には、十分な配慮を致します。 ・利用者様が施設内の設備等を滅失、破損、汚損した場合は、自己の費用にて原状回復するか相当の代価をお支払いいただきます。 ・利用者様の心身状況により、特段の配慮が必要な場合には利用者様、ご家族と相談の上、居室および生活ユニットを変更させていただく場合があります。 ・職員や他の入居者に対し、宗教活動・政治活動・営利活動等を行うことは禁止いたします。
(10)防犯カメラ	・防犯対策及び安全管理の為、施設内(居室を除く)に複数の防犯カメラを設置しております。
(11)見守りシステム	・居室にはナースコールのほかに見守りシステム、カメラ等が設置されます。 カメラの稼働につきましては利用者様及びご家族の承諾のもと実施いたします。 ※別紙参照
(12)転倒・転落のリスク	・常時1人の利用者に対して、1対1(マンツーマン)対応ではありません。 可能な限り安全に配慮するよう努めておりますが、転倒転落による事故を完全に防止することは出来ないことをご理解下さい。
(13)連絡について	・転倒転落事故や体調の異変があった場合には、都度ご家族へ連絡(夜間含む)させていただきます。あらかじめご了承ください。
(14)受診対応	・利用者様が近隣の病院等に受診される場合は、ご家族に付添いしていただきます。
(15)緊急受診対応	・利用者様の急激な様子の変化等の緊急時には、救急車を要請します。 ・その際、ご家族は原則として搬送先病院に(夜間も含め)お越しいただきます。 ※心肺停止時は心肺蘇生措置希望の有無をその場でご連絡し確認させていただきます。 ※緊急受診時に連絡がつかない場合は施設の判断で対応させていただきます。

(16)インフルエンザ	・集団生活の場につき、施設内でインフルエンザが発生した場合、医師により抗インフエンザ薬の予防投与の指示が出た際の診療費および処方代金は全額自己負担といたします。 ※新型コロナウィルス等による感染症も同様になります。
(17)衣類・物品	・嘔吐や下痢等により汚染された衣類・物品は、感染症対策の為許可なく高温洗浄、アルコール・塩素消毒等を行う場合がございます。 変形、色落ち、破損してしまう可能性があることをご了承ください。

16. ホームページやインスタグラムなど写真・動画等掲載について

当施設ではホームページ、SNS に行事やクラブ活動等の日頃の活動様子について掲載を行っており、利用者様やご家族さまの写真や動画を施設の情報発信として、掲載させて頂く事がありますがご理解の程、宜しくお願いいたします。

17. 事故報告、リスクマネジメント

(1) 施設内又は通院等の間に事故(怪我)が発生した場合には、横浜市健康福祉局に報告書を提出します。
(2) 報告後、個人情報が事故事例として、神奈川県に報告される場合があります。
(3) 情報公開請求が出された際に個人情報以外の内容が公開される場合があります。
(4) 施設では事故発生防止の為、指針の整備、事故が発生した場合は、事故原因を追求し改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、事故発生防止の為、委員会及び研修の定期的な実施をしていきます。

18. 協力病院等

医療を必要とする場合には、下記の協力医療機関において、診療や入院治療を受けることができます。
※下記医療機関で優先的に診療、入院治療を保証するものではありません。
※下記医療機関での診療、入院治療を強制するものではありません。

名　　称	医療法人社団 善仁会　横浜第一病院
所 在 地	横浜市西区高島2－5－15
連 絡 先	045－453－6711
名　　称	医療法人社団 ユニメディコ サンライズファミリークリニック
所 在 地	神奈川県横須賀市武1－28－5
連 絡 先	046－874－4914
名　　称	医療法人社団 景翠会 金沢病院
所 在 地	横浜市金沢区泥亀2－8－3
連 絡 先	045－781－2611
名　　称	社会福祉法人恩賜財団 済生会 若草病院
所 在 地	横浜市金沢区平潟町12－1
連 絡 先	045－781－8811

19. 非常災害対策

(1) 施設では、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消火計画及び風水害、地震などに対処するための防災計画を策定しております。
(2) 施設は前項の計画に基づいて、年3回の避難・救出訓練を実施していきます。また、地域住民の参加が得られるよう連携に努めて参ります。

20. 感染症対策

施設では、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症委員会の開催、指針の整備、定期的な研修に加え、訓練(シミュレーション)を実施していきます。

21. ハラスメント対策

施設では、ハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、相談窓口設置や研修等も実施し、ハラスメント対策を徹底いたします。

22. 高齢者虐待防止の推進

施設では利用者様の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止する為の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等が適切に実施するために担当者を決め、推進していきます。

23. 秘密保持について

個人情報について、入所中及び退所後、第三者に漏れることはありません。また、上記につきましては職員退職後も同様に適応となります。

24. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

担当窓口	電話番号	045−780−1322
	FAX 番号	045−780−1316
	相談課	鈴木 秀斗
	対応時間	月曜日～日曜日 9:00～18:00
第三者委員	畠中 清松	電話番号 045−802−0116

(2) 下記公的機関においても苦情申し出等ができます。

横浜市 はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)	所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10
	電話番号	045−263−8084
	FAX 番号	045−550−3615
	対応時間	月曜日～金曜日の9:00～17:00
横浜市福祉調整委員会	所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10
	電話番号	045−671−4045
	FAX 番号	045−681−5457
	対応時間	月曜日～金曜日の8:45～17:15
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地	横浜市西区楠木町27番地1
	電話番号	045−329−3447
	対応時間	月曜日～金曜日の8:30～17:15

【説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結にあたり、上記より重要事項説明を行いました。

事業者
所在地　横浜市金沢区柴町 343-5
名称　社会福祉法人 昴
　　特別養護老人ホーム シーサイドかなざわ

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

入居者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元引受人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄＿＿＿＿＿＿